

「地域経済支援担当課長」の配置及び 「日本遺産推進担当課長」への名称変更について

令和2年（2020年）6月以降の本市の執行体制について、下記のとおり新たに「地域経済支援担当課長」を配置します。また、「日本遺産準備担当課長」の名称を「日本遺産推進担当課長」に変更します。

記

1 内 容

（1）地域経済支援担当課長の配置

新型コロナウイルス感染症の拡大により、厳しい経営環境のある市内事業者等を支援するために給付する「事業継続緊急支援金」及び「テナント家賃緊急支援金」の支給事務を円滑に行うため、産業振興部に「地域経済支援担当課長」を配置する。

（2）日本遺産推進担当課長への名称変更

文化庁が認定する「日本遺産」に、本市が申請したストーリーが、令和2年（2020年）6月19日付で認定されたため、「日本遺産準備担当課長」の名称を「日本遺産推進担当課長」に変更する。

2 施行期日

6月22日（月）

<問い合わせ先>

（組織体制について）総合経営部経営計画第一課長 佐藤

電話042-620-7200

（経済支援について）産業振興部 産業政策課長 丸山

電話042-620-7252

（日本遺産について）生涯学習スポーツ部 歴史文化構想担当課長

都市戦略部 日本遺産準備担当課長（併任）平塚

電話042-620-7265